

安曇野都市計画

(安曇野市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

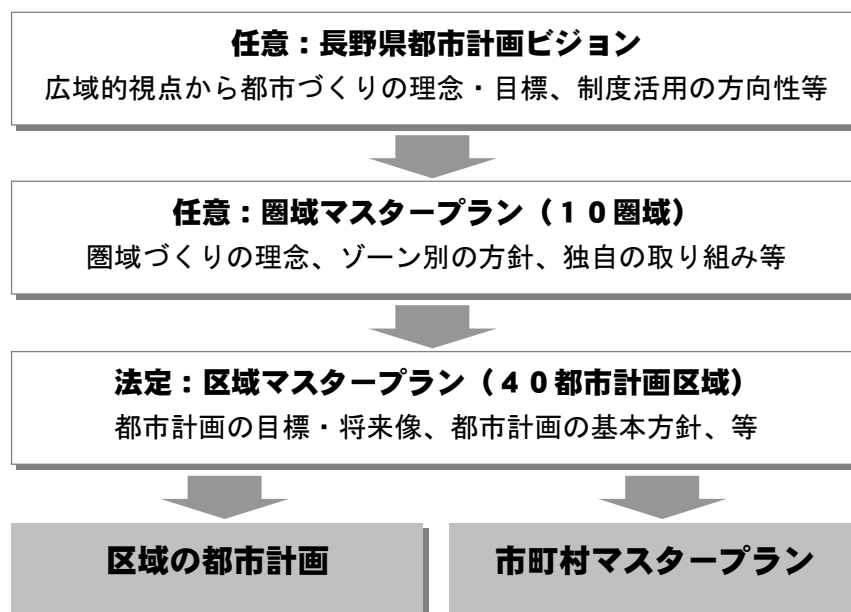
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画決定されました。

【策定の経緯】

安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

事 項	時 期	備 考
地元説明会	平成 24 年 4 月 11 日 (水)	
公聴会のための素案の閲覧	平成 24 年 4 月 26 日 (木) から 平成 24 年 5 月 18 日 (金) まで	
公聴会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	平成 24 年 5 月 20 日 (日)	公述人 2 名
関東地方整備局長事前協議	平成 24 年 6 月 29 日 (金)	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 24 年 10 月 1 日 (月)	
市町村意見聴取 (都市計画法第 18 条第 1 項)	平成 24 年 9 月 6 日 (木)	
市町村意見聴取回答	平成 24 年 9 月 27 日 (木)	
計画案の公告 計画案の縦覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 24 年 10 月 11 日 (木) 平成 24 年 10 月 11 日 (木) から 平成 24 年 10 月 25 日 (木) まで	意見書提出なし
長野県都市計画審議会 (都市計画法第 18 条第 1 項)	平成 24 年 11 月 7 日 (水)	
国土交通大臣本協議 (都市計画法第 18 条第 3 項)	平成 24 年 11 月 15 日 (木)	
国土交通大臣同意	平成 24 年 12 月 7 日 (金)	
決定告示 (都市計画法第 20 条第 1 項)	平成 24 年 12 月 20 日 (木)	

決定の理由書

安曇野市は、平成 17 年（2005 年）10 月に、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の 5 町村が合併して、これ以降 1 つの行政区域内に 5 つの都市計画区域がある。また、それぞれの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は平成 16 年 5 月に策定された以降、約 8 年が経過しており、少子高齢・人口減少社会の進展、産業構造の変化、地球環境問題や防災への関心の高まりなど、本地域を取りまく社会経済環境も変化している。

このため、平成 20 年度に実施した都市計画法第 6 条に基づく都市計画に関する基礎調査結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、5 つの都市計画区域を統合し、都市計画区域の名称を改め、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について決定するものである。

目 次

安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

1. 都市計画の目標

- 1-1 都市計画区域の範囲と目標年次…………… 1
 - 1) 都市計画区域の範囲 ……………1
 - 2) 目標年次 ……………1
- 1-2 都市づくりの基本理念…………… 1
- 1-3 地域毎の市街地像…………… 3

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 2-1 区域区分の決定の有無…………… 5
- 2-2 区域区分の方針…………… 6
 - 1) おおむねの人口…………… 6

3. 主要な都市計画の決定の方針

- 3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針…………… 7
 - 1) 主要用途の配置の方針 ……………7
 - 2) 土地利用の方針…………… 8
- 3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 …………… 9
 - 1) 交通施設の都市計画決定の方針…………… 9
 - 2) 下水道及び河川の都市計画決定の方針……………11
 - 3) その他の都市施設の都市計画決定の方針……………12
- 3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針……………12
 - 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 ……………12
- 3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針……………13
 - 1) 基本方針……………13
 - 2) 主要な緑地の配置の方針……………14
 - 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針……………15
 - 4) 主要な緑地の確保目標……………16

計画付図

- 1. 都市構造図……………18
- 2. 都市施設等配置図……………19

安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、安曇野都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものである。

1-1 都市計画区域の範囲と目標年次

1) 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称 : 安曇野都市計画区域
対象市町村 : 安曇野市
範囲 : 安曇野市の一部

2) 目標年次

都市計画の基本的な方向 : 平成 42 年
都市施設などの整備目標 : 平成 32 年
(中間年 : 平成 27 年)

1-2 都市づくりの基本理念

本地域の特性と課題を踏まえ、都市の将来像、都市づくりの基本理念と目標を次のとおり設定する。

<都市の将来像>

「北アルプスに生まれこころ輝く 田園都市 安曇野」

<都市づくりの基本理念>

**山岳と田園が育むよさを大切にし、
暮らしやすさをみんなで共有できるまち**

<都市計画の目標>

豊かな自然と美しい山岳景観・田園風景を継承する都市づくり

本地域は、先人たちの永い歴史の営みの中でつくられた美しい田園風景を中心に、周辺は中部山岳国立公園に指定された山々や森林、清流を育む湧水などの豊かな自然に囲まれており、後背には雄大な北アルプスの山岳景観が広がっている。

こうした豊かな自然と美しい景観は、大切な都市の資産であり、積極的な維持保全と都市づくりへの活用を図るなど、未来に継承する都市づくりをめざす。

また、生物多様性の減少が危惧されている今日、生物多様性に配慮した自然環境保全、都市環境づくりをめざす。

田園環境と共生するコンパクトな都市づくり

農業従事者の高齢化や後継者不足、農業をとりまく厳しい環境のなかで、優良農地の減少・遊休地化が進み、また、都市化の進展とともに農地の宅地化が進むなどして、安曇野らしい田園風景が損なわれつつある。

田園風景は、安曇野を象徴する里の風景であり、適切な土地利用計画に基づいて、農地の保全を図るとともに、既存市街地や集落地周辺に都市機能の集約や適切な宅地化の誘導を図るなど、美しい田園環境と共生するコンパクトな都市づくりをめざす。

安全・安心な都市づくり

東日本大震災など、近年の大規模災害を教訓に、市民の防災への関心が高まっている。本地域は、糸魚川―静岡構造線上にあり、災害に対する危険性が指摘されているところであるが、地震・火災はもとより、水害、土砂災害等に対する防災機能の強化、効果的・重点的な防災・減災対策などを推進し、災害に強い都市づくりをめざす。

また、本格的な少子高齢化社会を迎え、高齢者等に配慮した道路、公園、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など、人にやさしいまちづくりを推進し、誰もが安全・安心に住み続けられる都市づくりをめざす。

豊かな地域資源を活かした活力ある都市づくり

本地域は、高速道路インターチェンジから概ね 10km の圏域にある恵まれた交通アクセスを背景に県内有数の観光地ならびに、工業集積地である。また、本地域の東西には森林地帯が広がっており、そこで涵養された豊かな水資源を活かした特産品としてわさびやリンゴなどがあるほか、県内一の米どころとしても知られる農業地域である。さらに、市内には、数多くの温泉・観光・歴史文化・レクリエーション施設が分布しており、近年は、店舗等の商業施設の秩序ある立地もみうけられる。

こうした地域資源を保全または有効活用して、農業、林業、工業、観光、商業など地域産業の振興を図り、活力ある都市づくりをめざす。

環境に配慮した都市づくり

地球規模での環境保全に対する関心が高まるなか、これまで推進してきた省資源の取り組みや循環型社会の構築と併せて、「低炭素都市づくりガイドライン」（平成 22 年 8 月 国土交通省）等に基づき、都市のコンパクト化や公共交通機関の利便性の向上等による CO₂ 排出量の削減を図るなど低炭素型都市づくりをめざす。

住民参加による個性ある都市づくり

本区域は、合併により 1 つの都市となったが、それぞれの地域には固有の歴史・文化、生活、コミュニティが生まれ、今なお有形無形に息づいている。

こうした地域の個性を大切に、住民が愛着と誇りをもって住み続けられるよう、既存の住民参加によるまちづくりの仕組みを活用し、引き続き、住民、NPO、事業者及び行政の協働によるまちづくりの促進を図る。

1-3 地域毎の市街地像

都市づくりの基本理念を実現するための市街地像については、以下のとおりとする。

1) 拠点市街地ゾーン

～5つの個性ある中心的市街地～

旧町村の中心的な市街地を中心とした既存市街地で、住宅、行政・文化、商工業の集積と重点的な集約化を図ることによって、地域の顔となる拠点市街地の形成を図る。

<拠点市街地像>

- 豊科市街地：業務拠点として官公庁や商業施設等の集積を活かした市街地
- 穂高市街地：歴史・文化的な資源を活かした商業・観光の拠点となる市街地
- 三郷市街地：松本市への近接性を活かした市南部の生活の拠点となる市街地
- 堀金市街地：集客力のある商業施設を活かした市西部の生活の拠点となる市街地
- 明科市街地：交通拠点としての利便性、既存の商業集積や水環境を活かした市東部の生活の拠点となる市街地

2) 商業系ゾーン

～賑わいと文化の香り高い生活の拠点～

豊科駅周辺、穂高駅周辺、明科駅周辺、一日市場駅周辺及び堀金総合支所周辺は、官公庁施設や文化施設、商業業務施設が立地し、これまで、地域の中心としての役割を果たしてきたが、近年、商業施設の郊外立地の進展にともなって、中心市街地としての活力が低下している。

このため、今後は、行政施設、文化施設や業務・商業施設等の既存の都市機能集積や交通拠点としての機能を活かしながら、新たな機能立地の誘導、街並み環境の向上、商店街の活性化等を図り、活力と魅力ある中心拠点の育成を図る。

3) 住居系ゾーン

～静かで、地域景観と調和したゆとりある低層住宅地～

本区域内には、既存市街地及びその縁辺部に戸建て住宅を中心としたまとまりのある低層住宅地が形成されているが、市街地周辺では、一部、スプロール化が進んでいるところもみられる。

今後は、住宅地需要の動向を見定めながら、土地利用計画の推進により、拠点市街地内への立地誘導を図る。

なお、住宅地については、快適な住環境を維持・保全するため、通過交通の排除や大規模店舗・娯楽施設等の立地規制を行い、緑が多く、北アルプスの眺望を損なわないような周辺環境に配慮したゆとりある住宅地の形成を図る。

4) 工業系ゾーン

～自然や田園景観と調和した工業地～

本区域内には、全域にわたって工業団地や産業団地をはじめとする工業集積地が分散して立地している。

今後は、既存の工業集積地を核に良好な地域景観や営農環境と調和の図れる範囲において、その周辺部への工業用地の拡張を図るなどして、新たな工場や事業所等の立地誘導、集約を図る。

また、工場緑化を促進し、自然や田園景観と調和した工業地の形成を図る。

5) 農業ゾーン

～美しい田園景観を支える農用地と農村集落～

本区域の平地部一帯には、水田を中心とした農地と古くから形成された農村集落が広がっている。

農地と農村集落は、安曇野の美しい田園景観を象徴する場として、また、県内一を誇る米作などの地域産業を支える重要な生産の場として、今後とも維持保全を図る。

6) 山麓別荘・保養ゾーン

～安曇野を代表する観光施設・温泉や別荘・保養地～

西山山麓一帯は、国営アルプスあづみの公園をはじめとした各種観光施設・温泉・保養施設や別荘が数多く立地し、安曇野を代表する温泉施設や別荘・保養地となっている。

今後とも、良好な森林資源を保全しながら、今後の利用ニーズに応じた観光・保養機能の拡充を図るとともに、別荘地の住環境やまちなみ環境の向上を図る。

7) 自然ゾーン

～自然の恵みをもたらす森林地域～

本区域の東西には東山と西山の豊かな森林地帯が広がっており、田園景観と一体となって安曇野特有の地域景観を形成している。

森林は水源涵養や災害防備、地域景観の形成、生物多様性の維持、自然とのふれあいの場など、多面的な役割を果たしており、特に森林地域で涵養された水は、河川・用水路、湧水となって流れ、安曇野の田園をうるおし、上水の供給やわさびの栽培など、様々な自然の恵みをもたらしている。

森林は本区域の大切な自然資源として今後とも厳正に保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場として活用を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

1) 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性を低いと判断した。

その概要は以下のとおりである。

- ・本区域の人口はこれまで増加していたが、近年、伸び率は大きく低下し、人口推移は横ばいで、将来は緩やかに減少すると予測されている。また、開発許可件数、新設住宅着工戸数の推移をみても、近年は減少傾向にあるなど、今後、大きく市街地が拡大していく可能性は低い。
- ・第2次第3次産業の就業者人口については、これまで増加していたが、平成17年をピークに減少に転じ、平成22年の減少率は県平均を上回っている。
また、近年の経済不況のあおりを受けて工場立地件数や従業者数、事業所数、製造品出荷額も大きく減少していることなど、今後大きな開発需要の増加の可能性は低い。
- ・本区域の市街地内の道路面積率は平成21年4月現在14.3%で、住宅地として望ましい道路率15%を下回っているものの、一定の道路水準にあること、市街地内の都市的土地利用率は85%あることから、これ以上の土地区画整理事業等の面的市街地整備の必要性は低いものと判断される。

2) 地域特性を考慮した区域区分の検討

- ・安曇野市は、田園地域の中に分散的に形成された集落地を母体に発展した都市であり、分散型ネットワークを基本とした都市構造が大きな特色となっている。土地利用を考える上では、こうした特色を最大限に生かしていく視点が必要である。
- ・本区域は、旧豊科町を対象とした「線引き都市計画区域」（旧豊科都市計画区域）と「非線引き都市計画区域」が統合されることになるが、線引き制度を全域に適用する場合は、従来の土地利用制度や開発規制の内容、課税評価等の大きな相異があり、統一したまちづくりを図っていく上で、また、地域住民の合意形成においても困難が予想される。
- ・本区域では、旧穂高町において平成11年に施行した「まちづくり条例」に基づき、用途地域外での開発許可等について一定の抑制が図られてきた。また、平成23年4月には、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」及び「安曇野市土地利用基本計画」を施行し、旧豊科都市計画区域を除く全域を対象に、既存市街地以外での開発の抑制などの土地利用コントロールを進めているところである。

3) 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、上記の1)と2)の検討結果を踏まえ、区域区分は行わないこととする。今後は「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を中心に、特定用途制限地域や風致地区の決定、地区計画の活用など、区域区分以外の都市計画手法による土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、安曇野の豊かな自然と美しい田園環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後も、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」をはじめ、区域区分以外の都市計画手法や景観法、建築基準法等に基づく制度の活用、適切な連携のもとで、計画的な土地利用の推進を図っていくものとし、区域区分は定めない。

(参考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

■「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か、「しない」かは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

2-2 区域区分の方針

前項で記述のとおり、本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を、次のとおり想定する。

表—1 おおむねの将来人口

年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (中間年)	平成32年 (目標年)
区分			
都市計画区域人口	96千人	おおむね97千人	おおむね96千人

(注) 平成17年基準年人口は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。
平成27・32年の欄の、都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

(1) 業務地等

① 業務地

豊科駅周辺及び駅と近接する一般国道 147 号周辺

長野県安曇野庁舎、安曇野市役所等の主要な行政施設、店舗等の商業施設が集積する豊科駅周辺の新田・成相地区を業務地区として位置づけ、中心拠点にふさわしい機能集積と風格あるまちなみの形成を図る。

② 商業・近隣商業サービス地

各拠点市街地内の商業サービス地

市役所支所等の行政施設や公共施設、店舗・サービス施設等が比較的集積している豊科駅周辺、穂高駅周辺、一日市場駅周辺、明科駅周辺、堀金総合支所周辺については、商業・近隣商業サービス地区として位置づけ、地域の中心拠点にふさわしい店舗等の立地促進、まちなみ環境の整備、商店街の活性化などを図る。

(2) 住宅地

① 拠点市街地内の住宅地

豊科、穂高、三郷、堀金、明科の各拠点市街地内の住宅地

拠点市街地として位置づけている豊科市街地、穂高市街地、三郷市街地、堀金市街地、明科市街地内の既存住宅地については、低層戸建て住宅を主体とした現在の良好な住環境の保全を図るとともに、新たな住宅地需要に対しては、計画的な土地利用の推進により、拠点市街地内への計画的な立地誘導を図る。

② 拠点市街地以外の住宅地

田沢・光地区、安曇野 IC 地区、たつみ原地区、柏原地区、下堀地区、中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区、上長尾・下長尾・二木地区

拠点市街地以外において、計画的な住宅開発が行われるなど、良好な住宅地が形成されている上記地区については、住宅地の住環境の維持と計画的な住宅の立地誘導により、低層住宅を主体とした良好な郊外住宅地として形成を図る。

(3) 工業地

既存の工業団地、産業団地、拠点市街地内の工業集積地

計画的に開発された明科工業団地、青木花見・島新田産業団地、穂高烏川地区、烏川工業団地、三田工業団地、黒沢工業団地、あづみ野産業団地や拠点市街地内の工業集積地については、今後とも良好な生産環境の維持向上を図るとともに、新たな工業用地需要に対しては分散立地をしないよう、これらの近傍に配置するなど、計画的な立地誘導を図る。

(4) 観光レクリエーション地

西山山麓一帯

北アルプス登山の玄関口にあたり、国営アルプスあづみの公園・温泉、観光レクリエーション施設が多く立地している西山山麓一帯については、観光レクリエーション地として位置づけ、良好な自然環境の保全と魅力ある観光地づくりを図る。

2) 土地利用の方針

(1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

良好な居住環境の維持向上と改善

本区域では、低層住宅を主体とした良好な住環境が形成されているが、豊科市街地など一部において狭隘道路や行き止まり道路が多く分布し、狭小住宅が密集した住宅地など、居住環境及び防災面で問題のある住宅地もみられる。

今後とも、耐震診断や耐震改修を促進して耐震性の向上を図るなど、良好な住宅地の居住環境の維持・向上に努めるとともに、地区計画や建築協定等を活用して住民の理解を得ながら、居住環境の改善に努める。

(2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

良好な景観・風致の維持向上

安曇野の美しい景観を後世に継承していくため、地域の景観を構成している西山や東山の森林や河川の水辺、農地や社寺林や屋敷林、歴史的な建造物、農村集落の家並みなどについては、「安曇野市景観計画」に基づき、景観の維持保全に努める。

また、住宅地、集落地及び工業地においても敷地内緑化を促進し、風致の向上に努める。

(3) 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良農地の計画的な保全と活用

本地域内の優良農地については、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適切な運用と「長野県農業振興地域整備基本方針」（平成22年12月）に基づく各種施策を推進し、優良農地の保全と有効利用を図る。

(4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域等における宅地化の抑制

犀川、穂高川、高瀬川の3川合流部周辺に指定されている「浸水想定区域」や西山及び東山の山麓地域に指定されている「土砂災害特別警戒区域等」については、水害や急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地を抑制するように努める。

(5) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境、生物多様性、景観の保全

本地域は、西山山麓及び東山一帯に広がる森林や犀川などの河川や溪流の水辺など、豊かな自然環境に恵まれている。

こうした豊かな自然環境は、景観形成、動植物の生息環境の確保、農業生産、自然レクリエーション及び水の供給を支えるなど、多面的な役割を果たしており、地域の貴重な財産として、また、生物多様性の維持・保全の観点からも、今後とも保全に努めると

ともに、自然とのふれあいの場として活用を図る。

(6) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

計画的な土地利用の推進

豊かな自然と美しい田園景観と調和した土地利用の実現を図るため「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」や「安曇野市景観条例」に基づき、地域の実情に応じた適切な土地利用や建築物等の誘導を図る。

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

格子状の幹線道路網の整備

本区域の幹線道路網は、南北の一般国道147号及び一般県道梓橋田沢停車場線、一般国道19号を主軸とした格子状の道路網を基本としており、比較的整備が進んでいる南北方向に対して、市街地内外を結ぶ東西方向の幹線道路網が脆弱であるため、道路整備によるアクセス性の強化が必要である。また、慢性的な渋滞が発生する主要交差点については、改善整備による渋滞解消を図る必要がある。

さらに、長期にわたり事業化に至らない都市計画道路については、計画の見直しを進め、早期の整備を行う必要がある。

一方、公共交通においては、車依存型の社会からの転換を促すため、公共交通の一層の利用促進を図ることが必要である。

今後、これら都市交通の課題に対処するため、「松本都市圏都市総合交通計画」や「安曇野市幹線道路整備計画」に基づき、計画的かつ効率的な交通体系の整備を図る。

◆本区域の主要な南北軸を形成する一般国道19号、一般国道147号、広域農道、主要地方道塩尻鍋割穂高線の機能強化を図るとともに、主要な東西軸を形成している主要地方道安曇野インター堀金線、一般県道小倉梓橋停車場線、都市計画道路の整備を行うことで利便性の高い格子状の幹線道路網の構築を図る。

◆一般国道19号、一般国道147号、広域農道等における渋滞発生箇所については、交差点の改良・改善を図り渋滞の解消を図る。

◆パーク&ライドに対応する駐車場や駐輪場等を整備して、鉄道利用の促進を図る。

◆地域の防災性の向上を考慮した道路の整備を図る。

◆鉄道・バス等の公共交通機関や自転車の利用促進により、自動車利用からの転換を図り、環境負荷の少ない低炭素型都市づくりを進める。

② 整備水準の目標

都市計画道路等の整備、渋滞の解消、公共交通機関利用者の増加

都市計画道路については、都市計画決定延長44.54kmのうち13.58km（用途地域内道路密度1.68km/km²）が整備されている。（平成23年3月末現在）

今後も引き続き整備計画に基づき未整備となっている優先整備路線を対象に重点的に整備を進める。

また、慢性的な渋滞が発生している箇所については、交差点等の改良を図り、渋滞の解消を図る。

さらに、JR大糸線、JR篠ノ井線の主要な駅については、パーク&ライドに対応する駐車場や駐輪場の整備により、公共交通機関の利用者の増加を図る。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

格子状の道路網の構築

本区域の骨格を形成する幹線道路網としては、南北方向では、一般国道19号、一般国道147号、広域農道、主要地方道塩尻鍋割穂高線があり、比較的整備が進んでいる。

今後は、主要な東西通軸として主要地方道安曇野インター堀金線、主要地方道穂高明科線、一般県道小岩岳穂高停車場線、一般県道豊科大天井岳線、一般県道小倉梓橋停車場線を位置づけ、段階的・継続的な改善・整備を図り、格子状の道路網の構築を図る。

また、現在、検討が進められている地域高規格道路・松本糸魚川連絡道路の整備促進を図る。

歩道・自転車道ネットワークの構築

歩道・自転車道ネットワーク整備計画を策定し、効率的かつ効果的に安全・安心に通行できる歩道や自転車道のネットワークの構築を図る。

② 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場の整備

公共交通の利便性と利用者の増加を図るため、JR大糸線、JR篠ノ井線の主要な駅については、パーク&ライドに対応する駐車場や駐輪場の整備を図る。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

主な施設	施設名	
道路	松本糸魚川連絡道路	
	主要地方道安曇野インター堀金線（拾ヶ堰橋北交差点以西） ^{注1}	
	3・5・3号東町通線	3・6・7号本村線
	3・4・5号神明通線	3・4・11号駅前線
	3・6・6号吉野線	3・6・18号町東線

注1：路線名については未定

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

【下水道】

公共下水道の整備による公共水域の水質保全と良好な住環境の向上

本区域においては、犀川安曇野流域下水道（安曇野処理区）と安曇野市公共下水道（明科処理区）が計画決定しており、平成 24 年 3 月現在、犀川安曇野流域下水道の整備率は 82%で、安曇野市公共下水道（明科処理区）は整備が完了している。

今後とも、公共用水域の水質保全と市民の快適な生活環境の形成、及び浸水災害の防除などを図るため、なお一層の事業推進を図る。

【河川】

河川の安全確保・景観形成と流域対策の推進

水害から地域の人々の生命財産を守るため、洪水発生時に被害が予想される犀川、万水川、黒沢川等の河川整備や流域対策を図るとともに、良好な水辺環境・水辺景観の維持・向上を図る。

② 整備水準の目標

【下水道】

犀川安曇野流域下水道（安曇野処理区）については、全体計画区域3,937haのうち、平成23年度末現在、3,246ha(82%)が整備済みであり、安曇野市公共下水道（明科処理区）については、計画区域130ha全域の整備が完了している。

今後は、下水道未整備区域の整備促進を図るとともに、下水道の加入率の向上に努める。

【河川】

治水の安全性を高めるための段階的な河川整備や流域対策を推進するとともに、良好な水辺環境・水辺景観の維持・向上を図る。

(2) 主要な施設の配置の方針

【下水道】

今後とも、犀川安曇野流域下水道（安曇野処理区）における公共下水道整備計画に基づき整備を推進する。

【河川】

河川整備計画に基づく整備や治水対策を推進する。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	施設名
下水道	犀川安曇野流域下水道（安曇野処理区）
河川	黒沢川

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

健康で快適な都市生活及び機能的な都市活動を図るため、現在都市計画決定している次の都市施設については、現有機能の維持を図ると共に、今後の人口動向や需要に応じて施設の拡充を図る。

区 分	施 設 名
汚物処理場	安筑汚物処理場 (通称：穂高広域施設組合穂高クリーンセンター)
ごみ焼却場	安筑ごみ焼却場 (通称：穂高広域施設組合穂高クリーンセンター)
火葬場	広域豊科葬祭センター

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

拠点市街地においては、今後も、良好な都市環境を備えた市街地の形成を着実に進めていくため、将来的な宅地需要を見定めながら、土地区画整理事業等の計画的市街地整備を促進する。

また、商業の活性化や魅力づくりが望まれる駅前地区や防災面や住環境面で改善が望まれる既存住宅地、店舗立地が進む沿道商業地、スプロールが懸念される市街地周辺部等については、土地区画整理事業だけでなく、地区計画や建築協定等を活用し、市街地環境の改善や良好なまちなみの誘導を図る。

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本地域は、東西を東山、西山の豊かな森林地帯に囲まれ、平地部は安曇野の美しい田園地帯となっている。

区域内には、犀川、高瀬川、穂高川など多くの河川が流れ、わさび田湧水群や一面に広がる水田、社寺林や屋敷林等の樹林地など、安曇野の景観を特徴づける多様な緑が分布している。

これらは本地域の貴重な自然・緑地資源であり、美しい地域景観の維持保全、生物多様性の保全、災害時の安全性の確保、うるおいある都市環境の創出、自然とのふれあいの場の確保など、多面的な視点から、これら自然・緑地資源の保全と活用に向けた取り組みが求められている。

このため、次のような方針に基づき良好な自然環境の維持保全とうるおいある緑地環境の創出を図る。

<基本方針>

地域の骨格となる自然や緑の保全

本地域の自然景観の骨格を形成し、生物の多様性を支える東山、西山の森林資源と河川の水環境や水辺景観の保全を図る。

美しい田園景観を構成する緑地資源の保全

水田をはじめ、社寺林や屋敷林等の樹林地、天然記念物等の文化財の緑、わさび田湧水群など、安曇野の美しい田園景観を構成する緑地資源の保全を図る。

緑豊かでうるおいあるまちなみの創造

身近な緑地資源の保全と併せて、公園や緑地等の公共空地の整備、道路等の公共施設や住宅等の民有地の緑化を促進し、緑豊かでうるおいあるまちなみの創出を図る。

生物多様性の保全

都市化の進展、森林や里山の荒廃、外来生物の侵入、地球温暖化の影響など、生物の多様性の減少が危惧されているが、本県で策定した「生物多様性ながの県戦略」（平成24年2月）に基づき、生物の多様性の維持保全に向けた取り組みを推進する。

<目標水準>

■緑地の確保目標水準

既定の保安林や農振農用地区域の指定継続や都市公園等の施設緑地の維持を図るとともに、緑地保全地域や風致地区の指定に向けた検討、新たな公園整備等により、緑地の確保をめざす。

■都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

本区域内には平成23年3月現在、都市計画公園が39箇所（面積285.8ha）あり、市民一人当たりの公園面積は、13.36㎡となっている。

今後は、既存公園の拡充や身近な公園が不足している既存市街地周辺における公園の整備等をめざす。

なお、具体的な目標水準については、今後、安曇野市で策定を予定している「緑の基本計画」によるものとする。

2) 主要な緑地の配置の方針

(1) 環境保全系統

西山及び東山の森林、河川の水辺の保全

本地域の自然を代表する西山山麓及び東山一帯の森林や河川の水辺は、景観形成、災害防備、水源涵養、生物多様性の維持、自然とのふれあいの場など、多面的な役割を果たしており、重要な自然資源であることから、積極的な保全を図る。

安曇野の田園景観を構成する緑地資源の保全

安曇野わさび田湧水群、白鳥の飛来地となっている犀川や梓川の水辺、水田、社寺林や屋敷林等の樹林地など、安曇野の美しい田園景観を構成する緑地資源の保全を図る。

(2) レクリエーション系統

身近な公園緑地の整備

住民の身近なレクリエーション需要に応えるため、公園緑地が不足している地域においては、人口規模や誘致圏等を考慮し、市民の身近な公園の整備や史跡等の歴史遺産の活用を図る。

既存の大規模公園の利用増進、機能の充実

広域的なレクリエーション需要に応えるため、国営アルプスあづみの公園や県営烏川渓谷緑地、南部総合公園等の既存の大規模公園の利用促進と機能の充実を図るとともに、必要に応じて都市基幹公園等の新たな公園整備を図る。

長期寿命化計画に基づく既存公園の再整備

公園ニーズの多様化に対応するため、老朽化した既存公園について、公園の長期寿命化計画による施設の再整備を図るとともに、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を推進する。

自然とのふれあいの場の整備、レクリエーション利用の促進

森林については、自然とのふれあいの場の整備とエコツアーリズムなど、レクリエーション利用を図る。また、河川の水辺については、親水空間や遊歩道等の整備を図るとともに、レクリエーション利用を図る。

散策ネットワークの形成

遊歩道やサイクリング道路等の整備により、公園緑地や多様な地域資源を結ぶ快適な散策ネットワークの形成を図る。

(3) 防災系統

災害防止に資する森林等の保全

西山及び東山の山麓地域に指定されている「土砂災害特別警戒区域等」の森林や穂高川、高瀬川、烏川、黒沢川沿いに分布する森林等は、災害防備林の役割を果たしており、防災上重要であるため保全に努める。

保水機能・遊水機能を有する森林や水田等の保全

農地（水田）や森林は、高い保水機能・遊水機能を有しており、大雨時の洪水を防ぐためにも極力保全に努める。

延焼防止に資する緑地の整備、緑化の促進

既存市街地においては、延焼防止効果の高い公園・緑地の整備や主要な道路の街路樹等の緑化を促進する。

身近な防災活動の場の確保

既存市街地や集落地において、避難場所となる公園や身近な防災活動の場となる小広場等の公共空地の整備を図る。

(4) 景観構成系統

西山、東山、北アルプスの眺望景観の保全

本地域の景観の骨格でもあり、市街地からの主要な視対象となる西山、東山のやまなみ景観や北アルプスの眺望景観を保全する。

水辺の景観の保全

本地域の骨格的な景観軸を形成している犀川、穂高川、高瀬川をはじめとした河川の水辺景観の保全を図る。

安曇野の田園景観を構成する緑地資源の保全

安曇野の美しい田園景観を構成している水田や、わさび田湧水群、社寺林や屋敷林等の樹林地などの緑地資源の保全を図る。

緑豊かであるおいあるまちなみ景観の創出

道路や河川、公園、官公庁施設、文化施設、学校などの公共施設をはじめ、住宅地や集落地、工場、大規模店舗等の民有地の緑化を促進し、緑豊かであるおいあるまちなみ景観の創出を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

(1) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

都市公園等の施設緑地として整備すべき公園緑地については、次のような配置方針に基づいて整備を図る。

■公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地の種別		配置方針
都市公園	住区基幹公園	身近な公園が不足している既存市街地や集落地については、人口規模や誘致圏等を考慮し、適正に配置を検討する。
	都市基幹公園	今後の広域的なレクリエーション需要に応じて、南部総合公園など、既存施設の拡充を検討する。
	広域公園・緑地	既存の国営アルプスあづみの公園（面積 75.9ha）や県営烏川溪谷緑地（面積 110ha）の活用を図る。
	都市緑地	犀川、梓川等の良好な水辺空間については、河川緑地の配置を検討する。
公共施設緑地		児童遊園や広場、農村公園など、都市公園以外の公園緑地、企業や学校のグラウンド、河川敷などの公共的な緑地については、今後とも活用を促進し、必要に応じて施設の拡充を図る。

(2) 緑地保全地域等の決定目標及び決定方針

良好な自然的環境の保全等を図るため、次のような緑地保全制度の活用を図るものとする。

種別	決定方針
緑地保全地域	本地域の自然の骨格となっている西山及び東山一帯の森林、わさび田湧水群、白鳥の飛来地となっている犀川や梓川の水辺空間、黒沢川などの河川周辺の森林などは、安曇野の地域景観を構成する大きな要素であり、環境保全上も重要な役割を果たしているため、緑地保全地域の決定を検討する。
風致地区	良好な風致を維持している西山山麓の観光施設・温泉・別荘地域や東山山麓の樹林地、屋敷林が連続し、特徴的な田園景観を形成している地域などについては、今後とも良好な風致を維持するため、風致地区の決定を検討する。
その他	集落地内の屋敷林や樹林地、社寺林などについては、関係機関と調整を図りつつ、市民緑地制度を活用した緑地の保全・活用、市の条例による保存樹・保存樹林の指定、緑地協定の締結等により、保全を図る。 また、住宅地や集落地においては、地区計画や建築協定、緑地協定を活用し、生け垣化や敷地内緑化を促進する。

4) 主要な緑地の確保目標

今後、概ね 10 年以内に整備予定の公園緑地及び緑地保全等に関する指定の方針は次のとおりとする。

本区域を含めた松本圏域には、広域公園が 2 箇所整備されているが、集落地内においては高齢者が憩え、子供が遊べる場所が不足していることから、街区レベルでの身近な公園の整備を進める。

また、西山及び東山一帯の森林資源や既存市街地や集落地周辺に分布する良好な社寺林・屋敷林、古木・大木などの保全に努める。

主な施設	施設名
都市公園	国営アルプスあづみの公園

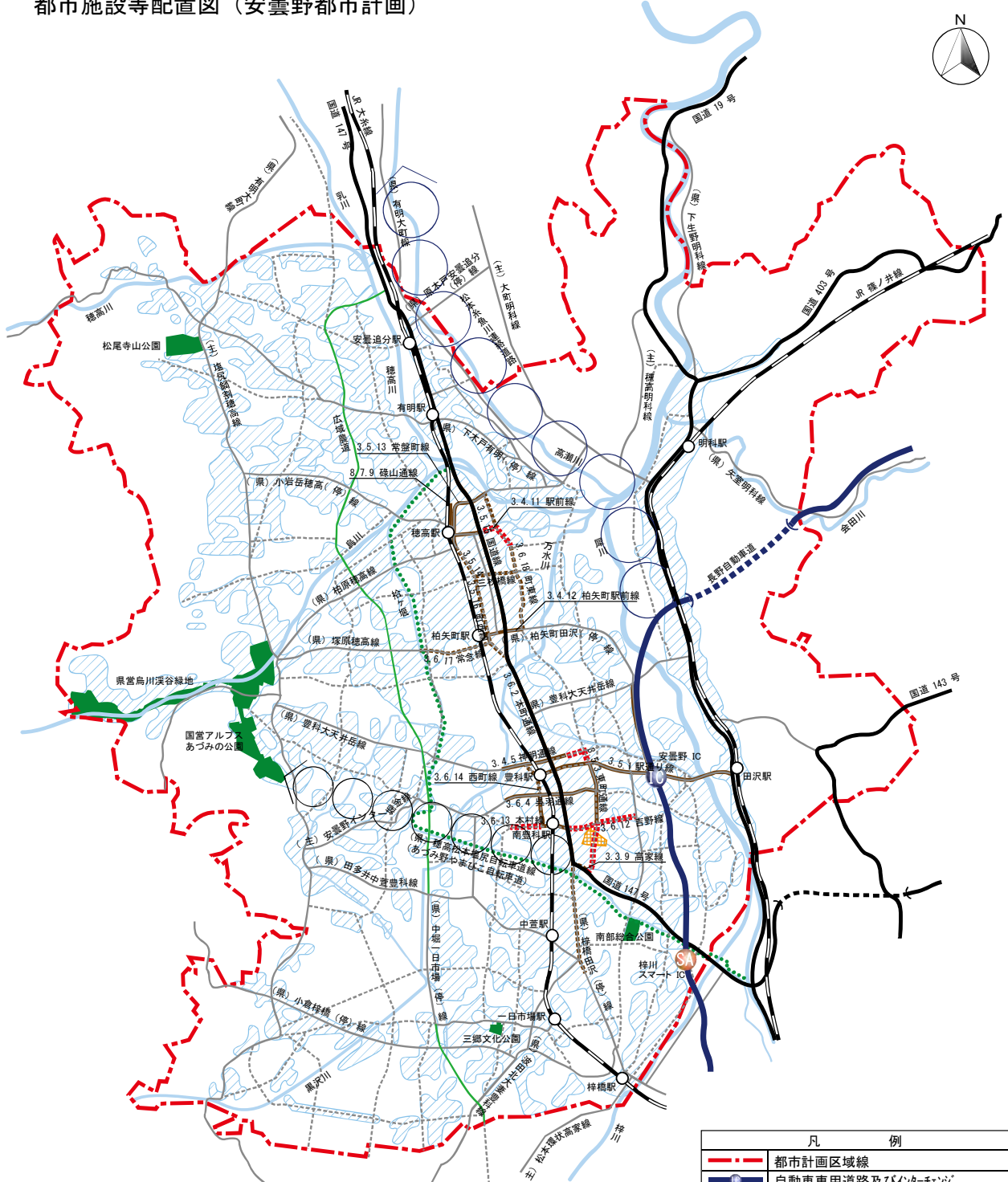
都市構造図（安曇野都市計画）



(〇〇〇) 高規格道路（構想路線）
 (〇〇〇〇) 主要な道路（構想路線）

凡 例	
[Green Box]	自然ゾーン
[Light Green Box]	山麓保養ゾーン
[Yellow Box]	農業ゾーン
[Light Yellow Box]	住居系ゾーン
[Pink Box]	商業系ゾーン
[Light Blue Box]	工業系ゾーン
[White Box with Red Border]	拠点市街地ゾーン
[Red Circle]	中心拠点
[Red Arrow]	軸
[Blue Arrow]	優先的に整備する東西軸
[Red Line]	都市計画区域線
[Blue Line]	自動車専用道及びインターチェンジ
[Black Line]	一般国道
[Grey Line]	主要幹線道路
[Black Line with Circle]	鉄道及び駅
[Green Dot]	自転車道
[Blue Line]	主要河川
[Green Box]	主要公園・緑地

都市施設等配置図（安曇野都市計画）



- ⊡⊡⊡⊡ 高規格道路（構想路線）
- ⊡⊡⊡⊡ 主要な道路（構想路線）
- 都市計画道路（整備済）
- ⋯ 都市計画道路（未整備）

凡 例	
- - -	都市計画区域線
—	自動車専用道路及びインターチェンジ
—	国道
—	主要地方道及び県道
- - -	幹線市道
—	広域農道
⋯	自転車道
—○—	鉄道及び駅
—	主要河川
- - -	概ね 10 年以内に整備着手予定の路線
■	4ha 以上の公園緑地
■	土地区画整理事業
■	下水道区域

**安曇野都市計画（安曇野市）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成24年12月発行

○長野県安曇野建設事務所整備課

〒399-8205 長野県安曇野市豊科4960-1

TEL 0263-72-8880

FAX 0263-72-8882

E-mail azumiken-seibi@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp